

技能実習制度の関係者の皆様へ

～お知らせ～

育成労制度の運用開始に伴い、
令和9年4月以降、技能実習3号に移行
できない場合があります！

- △ 令和9年4月1日から育成労制度が運用開始されます。
- △ 令和9年4月1日時点で現に行っている技能実習及び令和9年3月31日までにされた技能実習計画の認定の申請（技能実習の期間の始期が令和9年6月30日までのものに限ります。）により、認定を受けた技能実習計画に基づき行う技能実習は、令和9年4月1日以降も引き続き行うことができます。
- △ 育成労制度の運用開始後に、技能実習2号で在留する技能実習生が技能実習3号に移行するには、令和9年4月1日時点で技能実習2号の活動を1年以上行っていることが必要です。
- △ 技能実習2号の活動を1年以上行っているかは、在留資格変更許可日から1年以上技能実習を行っているかどうかで判断されます。
- △ このため、技能実習3号に移行するためには、遅くとも令和8年4月1日には技能実習2号の活動を開始している必要があります。